

高石市子ども・子育て支援事業計画

**子ども・子育て支援
新制度に係る見込み量
について**

目 次

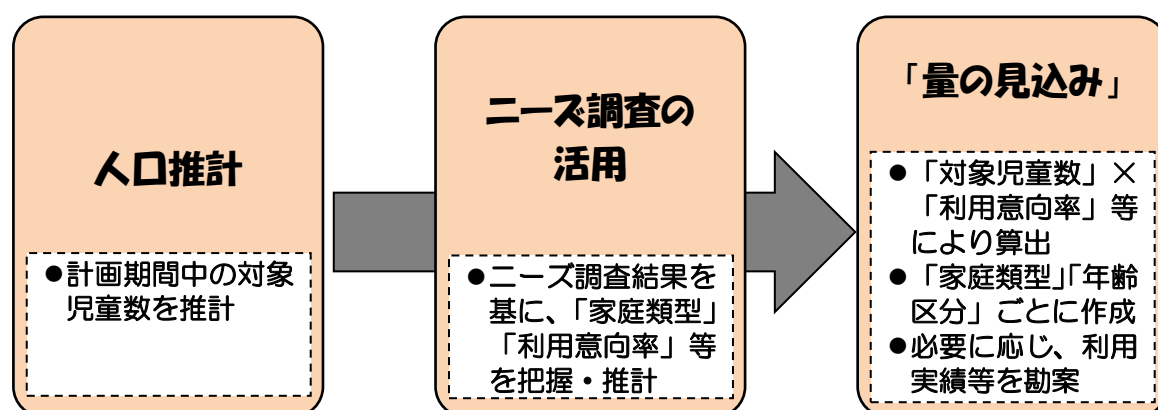
I	量の見込みとは	1
1	量の見込みの算出について	1
2	ニーズ調査の活用	2
3	量の見込みの算出方法	8
II	人口推計	9
1	推計条件	9
2	推計方法	9
3	推計結果	10
III	特定教育・保育事業の見込み	14
1	幼稚園・認定こども園	14
2	保育所・認定こども園	15
IV	地域子ども・子育て支援事業の見込み	16
1	放課後児童健全育成事業	16
2	時間外（延長）保育事業	17
3	子育て短期支援事業	18
4	地域子育て支援拠点事業	19
5	一時預かり事業	20
6	病児・病後児保育事業	22
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	23
8	利用者支援事業	24
9	乳児全戸訪問事業	25
10	妊婦健康診査事業	26
11	養育支援訪問事業	27

I 量の見込みとは

1 量の見込みの算出について

- 子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する必要があります。（法定計画）
- 計画の中に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

① 量の見込みの流れ



② 量の見込みを算出する事業（全国共通／国のワークシート使用）

区分	事業	対象年齢
教育・保育施設事業	1号認定（教育のみ利用：認定こども園及び幼稚園）	3歳児～5歳児
	2号認定（保育の必要性があるが、幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの）	3歳児～5歳児
	2号認定（保育の必要性あり：認定こども園及び保育所）	3歳児～5歳児
	3号認定（保育の必要性あり：認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳児、1歳児～2歳児
地域子ども・子育て支援事業	時間外（延長）保育事業	0歳児～5歳児
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	事業対象は小学生であるが、量の見込みには5歳児の希望を利用
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0歳児～5歳児
	地域子育て支援拠点事業	0歳児～2歳児
	一時預かり事業（幼稚園児対象）	3歳児～5歳児
	一時預かり事業（その他）	0歳児～5歳児
	病児・病後児保育事業	0歳児～5歳児 1年生～6年生
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0歳児～5歳児 1年生～6年生

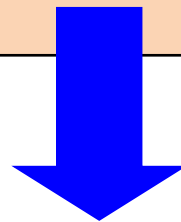
※これ以外に、「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」「妊婦健診事業」など、国のワークシートを使わずに量の見込みの検討が必要な事業があります。

2 ニーズ調査の活用

① 概要

- ニーズ調査結果の活用方法について、国は「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を提示しました。
- これら手引きによる量の見込みの算出方法は、おおむね次のとおりです。

- 1 父親や母親の現在の就労形態に、主に母親の就労希望を考慮した家庭類型を分類(潜在家庭類型)**
 - 2 ニーズ調査結果を基に、各施設・事業の利用希望について潜在家庭類型ごとに計算し、それぞれの利用意向率や利用希望日数を計算**
 - 3 算出した利用意向率や利用希望日数と対象児童数を掛け合わせ、量の見込みを算出**
- ※教育・保育の量の見込みは、認定区分ごとに算出する必要がありますが、ニーズ調査結果により分類された家庭類型ごとに認定区分を想定し、量の見込みに活用**



② 認定区分

- 子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります（私学助成の幼稚園を利用する場合を除く）。

【保育の必要性の認定区分】

- 1号認定：3歳児～5歳児、学校教育のみの利用（保育の必要性なし）
- 2号認定：3歳児～5歳児、保育の必要性あり・・・保護者の就労時間等による保育必要時間から、さらに標準時間利用、短時間利用に2区分される
- 3号認定：0歳児～2歳児、保育の必要性あり・・・保護者の就労時間等による保育必要時間から、さらに標準時間利用、短時間利用に2区分される

- ニーズ調査結果から見込み量を算出するにあたり、便宜的に認定区分を設定します。

③ 家庭類型と認定区分

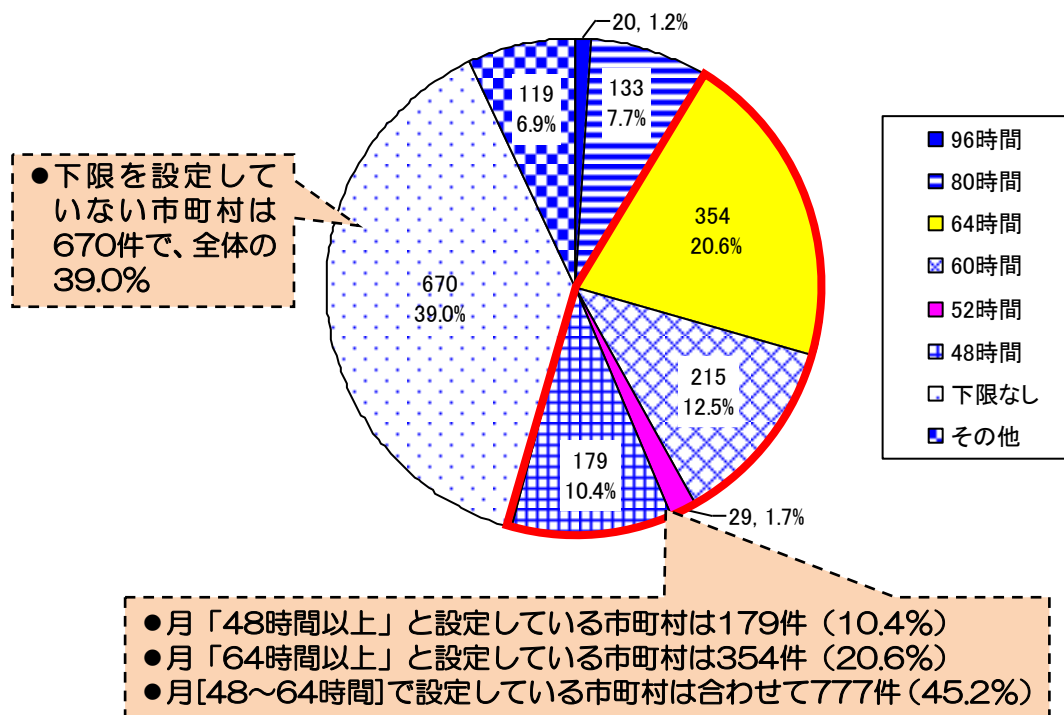
父母の有無と就労状況	家庭類型	認定区分・事業分類
ひとり親家庭	タイプA	2号認定、3号認定 ●保育認定② （認定こども園及び保育所、 ＋地域型保育） ※ただし、現在幼稚園を利用し ており、幼児期の学校教育の 利用希望が強いと想定され る場合は ●保育認定①（幼稚園）
フルタイム共働き	タイプB	
フルタイム・パートタイム等共働き （就労時間が月120時間以上、または月 <u>下限</u> <u>時間</u> ～120時間未満の一部）	タイプC	
パートタイム等共働き （双方の就労時間が月120時間以上、または 月64～120時間未満の一部）	タイプE	
フルタイム・パートタイム等共働き （就労時間が月下限時間～120時間未満 の一部、または月下限時間未満）	タイプC'	1号認定 ●教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園）
専業主婦（主夫）家庭	タイプD	
パートタイム等共働き （いずれかが月下限時間～120時間未満 の一部、または月下限時間未満）	タイプE'	
どちらも無業	タイプF	

※タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE' を分けるのは、保育の必要性における「就労時間の下限」で、これについては、次ページに詳しく記載しています。

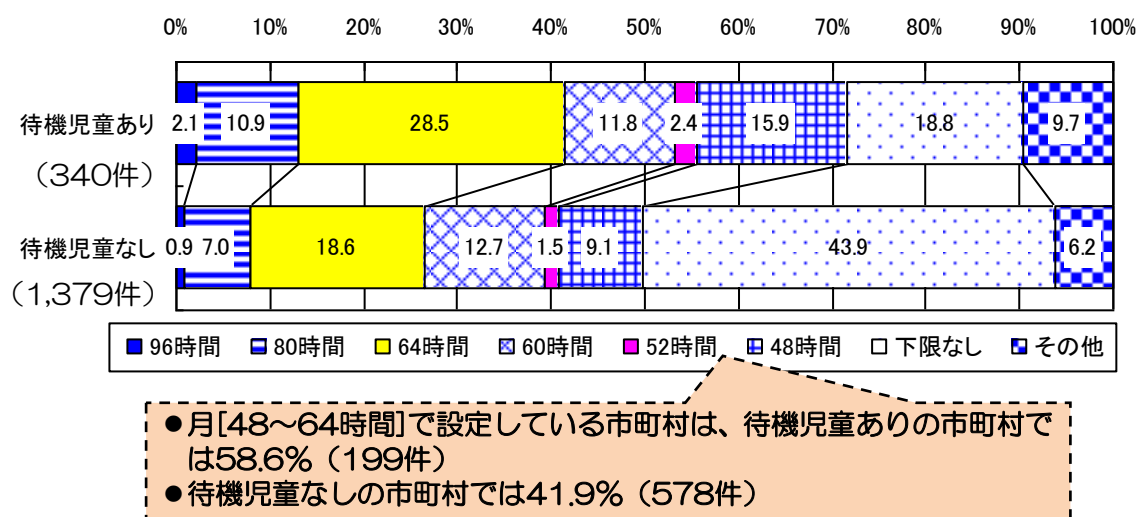
■参考1／保育の必要性における「就労時間の下限」について

○就労時間の下限についての全国調査結果／厚生労働省保育課調べ（平成25年12月）

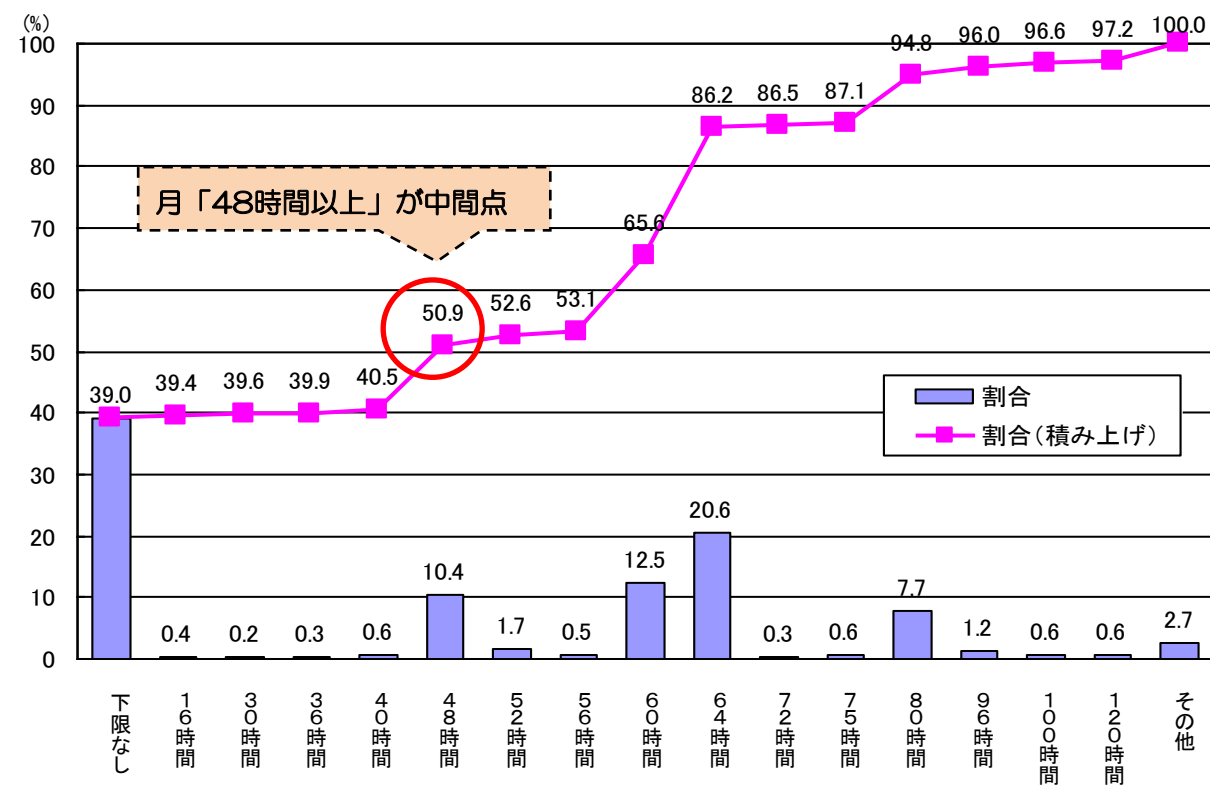
回答数は1,742件、そのうち、保育未実施が23件のため、総数は1,719件



○待機児童の有無別就労時間の下限について

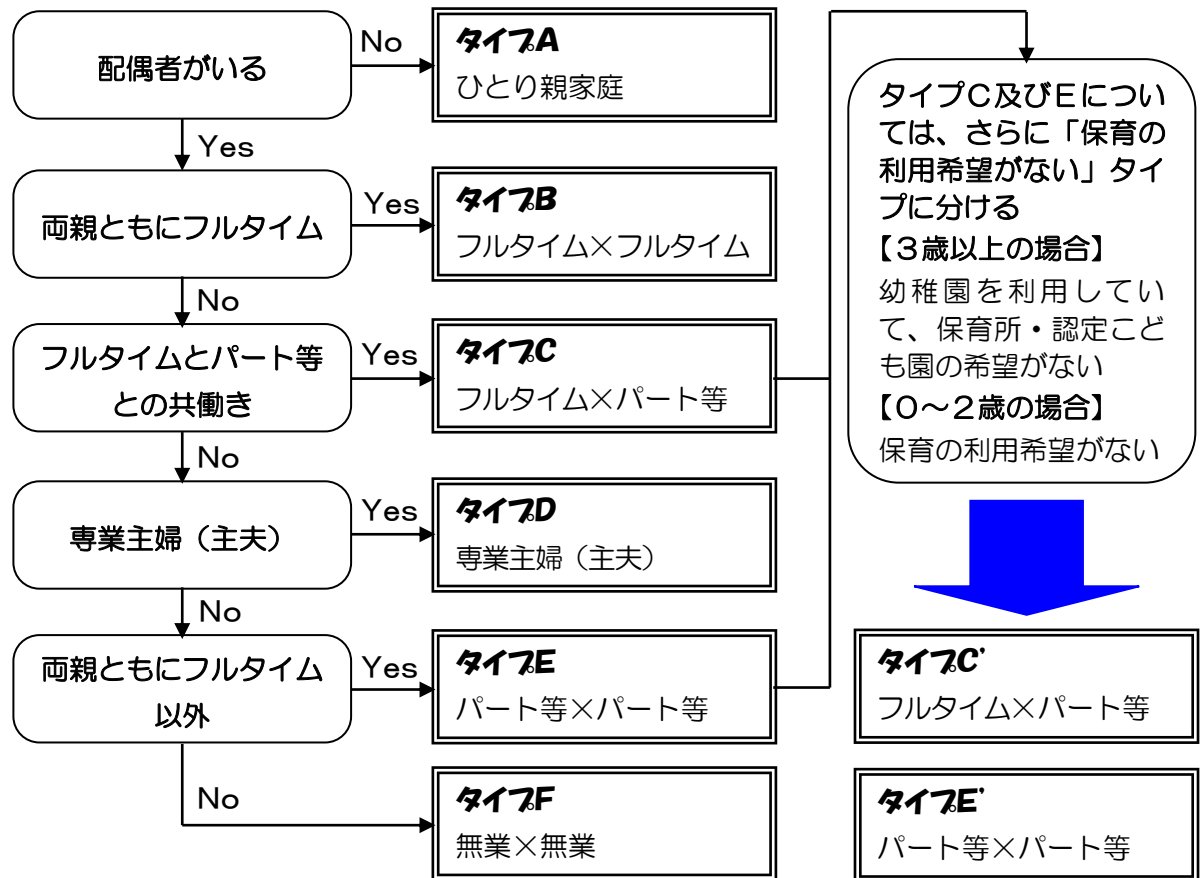


○自治体数割合でみた就労時間の月あたり下限設定状況



④ 父母の就労状況と家庭類型との関係

<STEP 1> 現在の家庭類型の算出



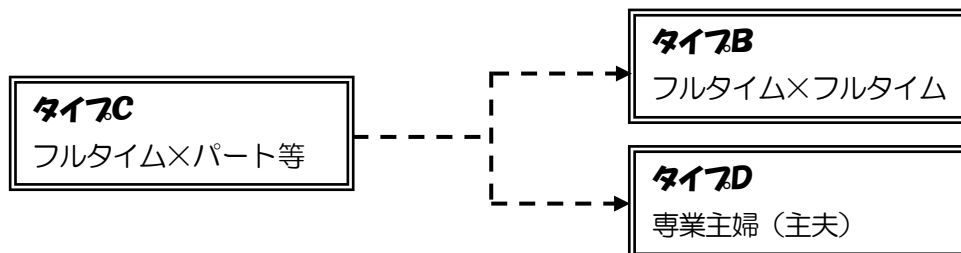
0～2歳は3号認定、3歳以上は2号認定

父親 \ 母親		3. パートタイム就労			5. 現在は就労していない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	4. 育休・介護休業中	6. 就労したことがない	
父親	120 時間以上	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
	120 時間未満 下限時間以上	タイプC	タイプE		
	下限時間未満	タイプC'	タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF

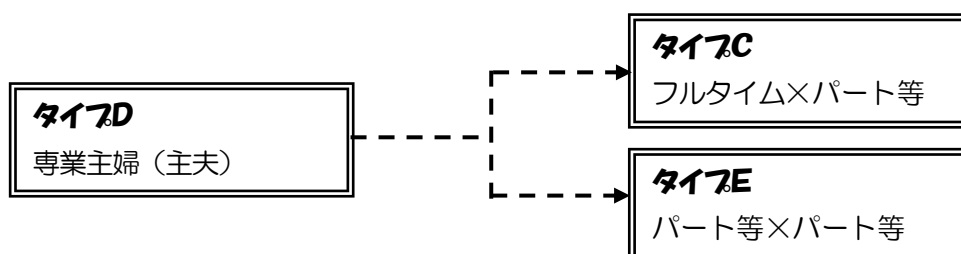
<STEP 2> 潜在家庭類型の算出

※「現在の家庭類型」で分別したタイプから、母親の就労状況の転換希望によりタイプを移動します、量の見込みの算出にあたり、潜在ニーズ（就労状況の転換希望を勘案したニーズのこと）を含めて行う必要があり、潜在家庭類型を算出します。

1) パート等から、フルタイムあるいは無業（専業主婦）への転換希望



2) 無業から、フルタイムあるいはパート等への転換希望



父親 \ 母親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労 していない 6. 就労したこと がない					
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120 時間 以上	120 時間未 満下限時間 以上	下限時間 未満						
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD							
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120 時間 以上	タイプC	タイプE	タイプE'								
	120 時間 未満下限 時間以上	タイプC'	タイプE'									
	下限時間 未満	タイプE'										
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない					タイプD			タイプF				

量の見込みの算出は、潜在家庭類型に基づき行います。

3 量の見込みの算出方法

※全国共通で「量の見込み」を算出する項目について、項目ごとに算出を行います。
基本的に算出の手順は、1 ページにも記載しましたが、3つの要素を乗じることで行います。

1 母数となる推計児童数(計画期間における将来人口の推計)

2 潜在家庭類型から対象となる類型の割合を乗じる

3 ニーズ調査で把握した対象施設・事業の利用意向を乗じる

推計児童数(人)×潜在家庭類型(%)×利用意向(%、回)＝量の見込み

Ⅱ 人口推計

1 推計条件

推計期間：平成27年～平成31年

推計人口：子ども人口（0歳～5歳、小学生）

推計対象：市全体、中学校区

2 推計方法

■コーホート変化率法で推計

基準年：平成26年

データ：平成20年～26年の3月末現在の学区別、性・年齢1歳階級別人口

合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の中学校区別出生数（0歳児人口）で補正

中学校区別出生数は、15歳から49歳までの女性人口に女性の年齢別出生数（補正值）を乗じて設定

男女児性比：中学校区別は平成20年～26年の平均比を使用

市全体人口：中学校区人口の積み上げ

※コーホート変化率法

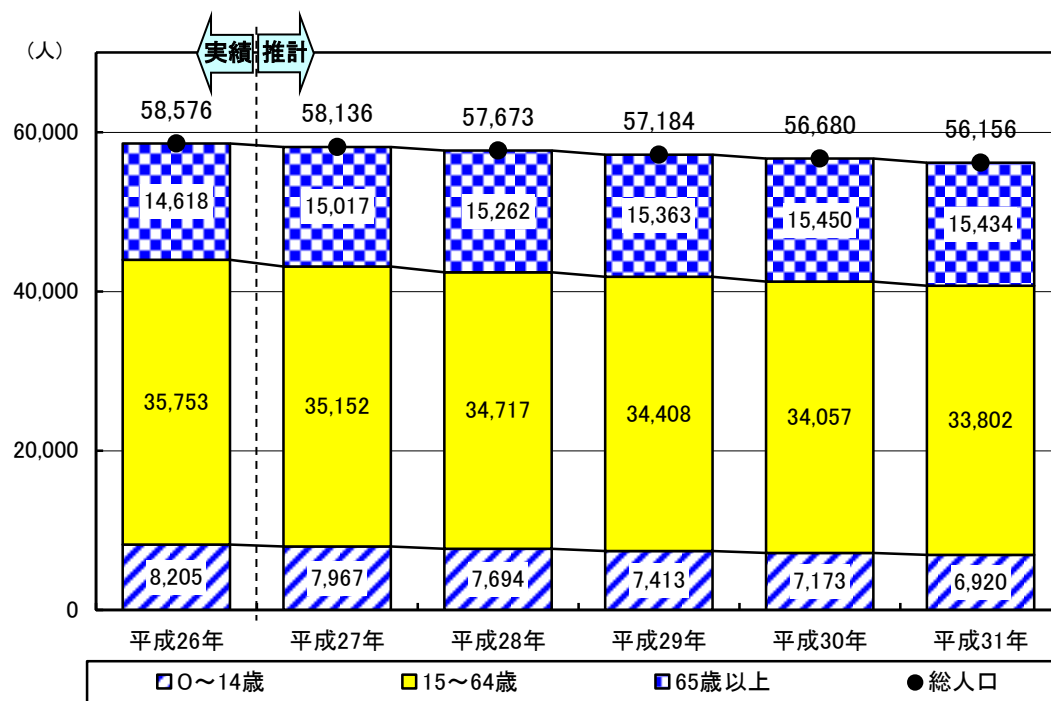
「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

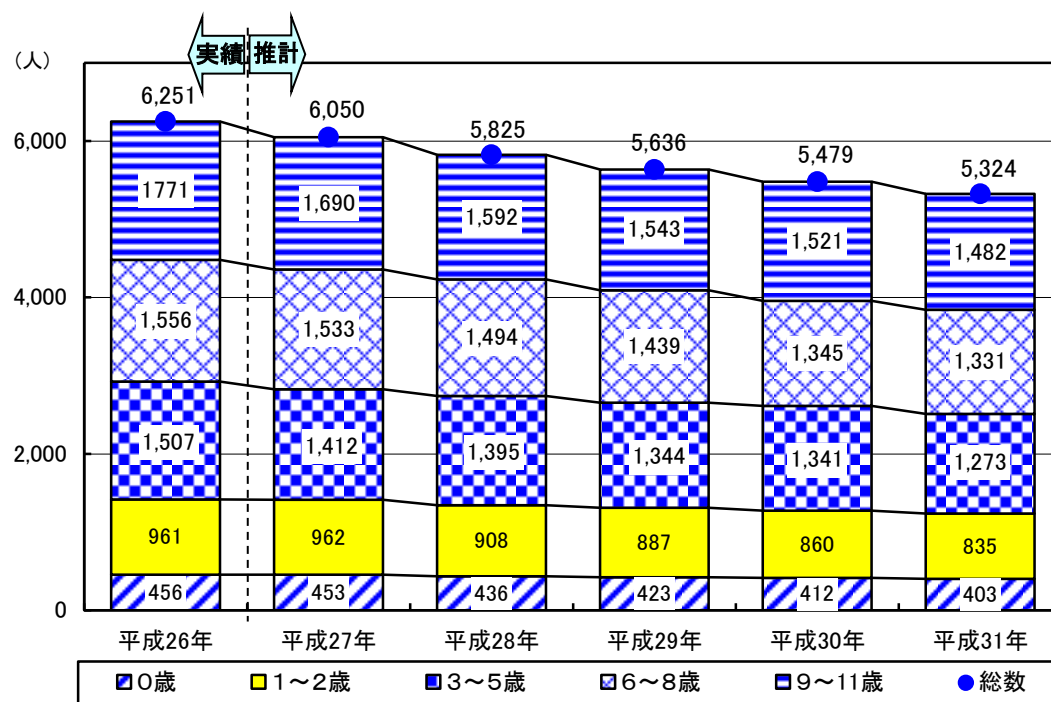
3 推計結果

○本市の人口推計の結果は、次のとおりです。

■総人口・年齢3区分別人口推計



■子ども人口の推計

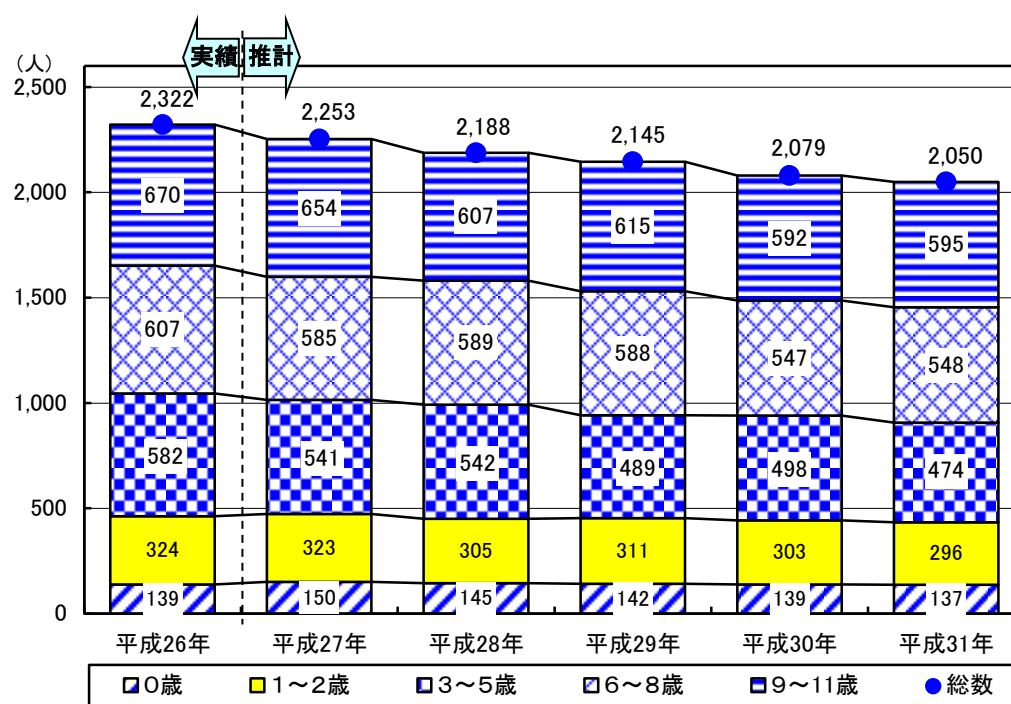


■市全体 子ども人口の推計結果

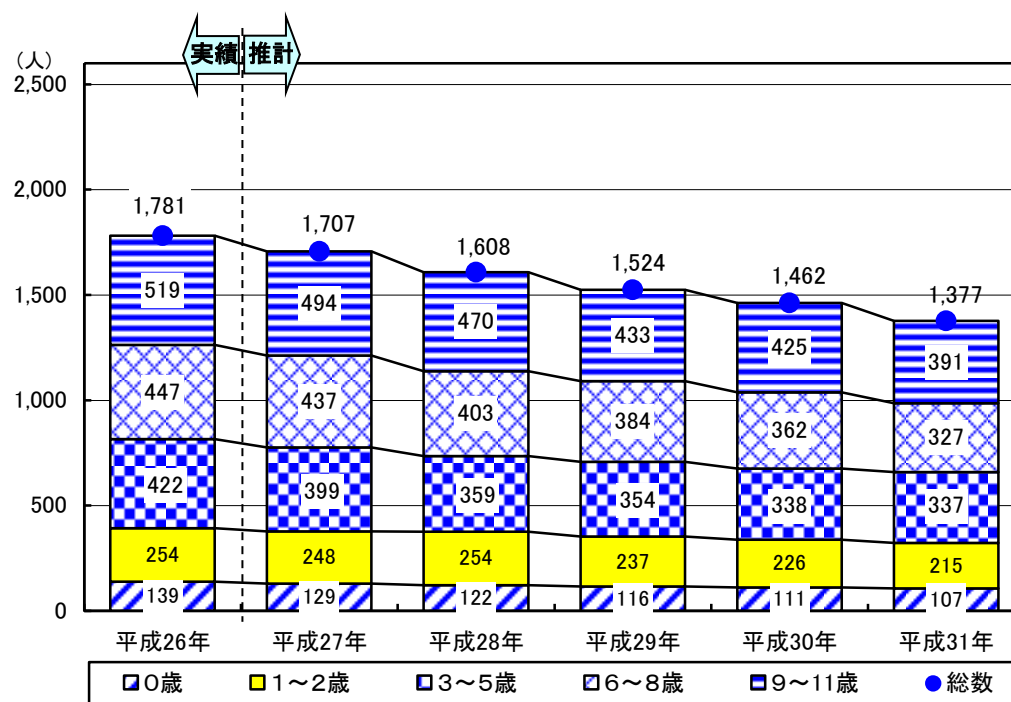
年齢	実績	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	456	453	436	423	412	403
	448	432	417	405	395	388
1歳	511	458	456	439	426	415
	499	449	431	418	406	398
2歳	450	504	452	448	434	420
	464	496	444	427	414	402
3歳	489	439	491	439	436	422
	508	456	485	437	421	407
4歳	499	481	430	482	430	429
	497	500	446	476	426	412
5歳	519	492	474	423	475	422
	518	490	494	438	470	421
小計	2,924	2,827	2,739	2,654	2,613	2,511
	2,934	2,823	2,717	2,601	2,532	2,428
6歳	519	506	478	464	412	463
	516	505	476	481	427	457
7歳	515	516	503	476	461	410
	523	515	503	475	478	427
8歳	522	511	513	499	472	458
	516	518	511	499	470	475
9歳	559	522	510	510	499	471
	561	517	517	509	499	469
10歳	608	558	521	510	511	498
	601	559	514	516	508	497
11歳	604	610	561	523	511	513
	600	603	559	515	516	509
小計	3,327	3,223	3,086	2,982	2,866	2,813
	3,317	3,217	3,080	2,995	2,898	2,834

注) 下段の数字は、平成26年が平成25年までのデータによる推計値。平成27年以降も平成25年までのデータによる推計値。

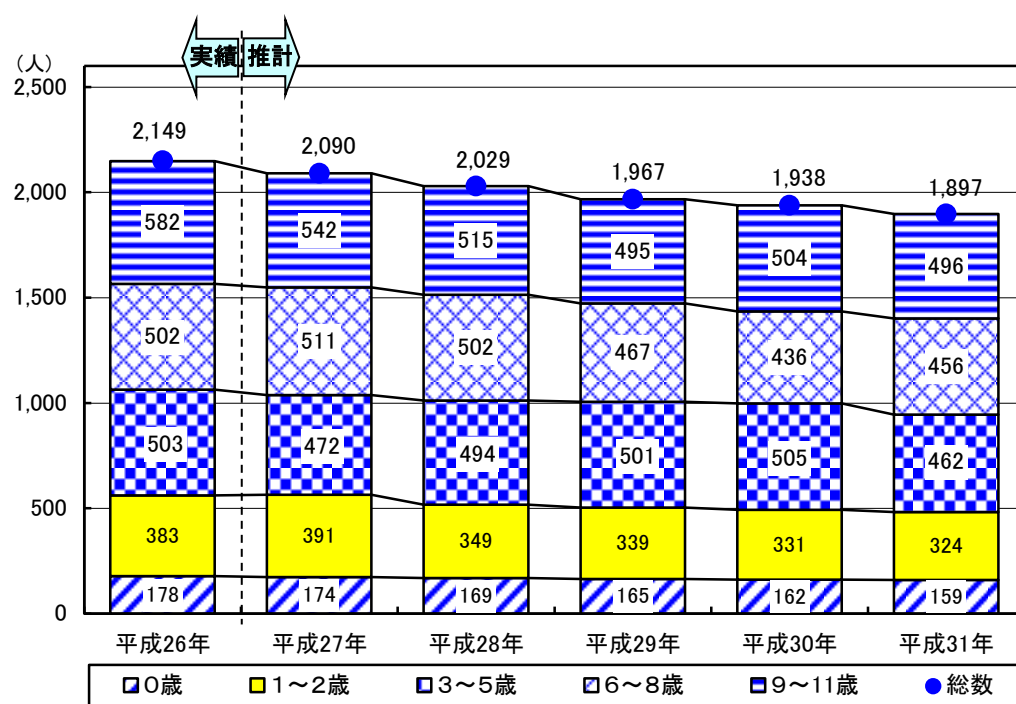
■高石中学校区／子ども人口の推計



■高南中学校区／子ども人口の推計



■取石中学校区／子ども人口の推計



Ⅲ 特定教育・保育事業の見込み

1 幼稚園・認定こども園

■見込み量算出の考え方

対象家庭 類 型	1号認定：□A □B □C ■C' ■D □E ■E' ■F 2号認定（幼稚園希望）：■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	3歳～5歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ※「家庭類型児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した幼稚園・認定こども園利用意向の割合

■年齢1歳階級別 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）のニーズ量

年齢	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
3 歳	219	29	245	32	219	29	218	29	211	28
4 歳	218	38	195	34	218	38	195	34	194	34
5 歳	238	59	229	57	204	50	230	57	204	50
合 計	675	126	669	123	641	117	643	120	609	112
全 市	674	125	666	124	640	119	642	119	608	113

注) 合計は、3歳～5歳の合算。全市はワークシートで、年齢を分けて算出した数値。

■実績

年齢	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
3 歳		193		221		174
4 歳		332		312		299
5 歳		347		352		298
合 計		872		885		771

2 保育所・認定こども園

■見込み量算出の考え方

対象家庭 類 型	3号認定：■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F 2号認定（保育所希望）：■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ※「家庭類型児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した保育事業利用意向の割合

■保育所・認定こども園（保育園部）のニーズ量

年齢	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保
0歳	121		116		113		110		107	
1歳	190		190		182		177		173	
2歳	194		174		173		167		162	
3歳		146		164		145		146		141
4歳		188		168		189		168		168
5歳		167		161		144		162		144
合 計	505	501	480	493	468	478	454	476	442	453
全 市	502	502	476	496	465	478	451	477	438	453

注) 合計は、3歳～5歳の合算。全市はワークシートで、年齢を分けて算出した数値(ただし、3号は、0歳と1・2歳の2区分で算出)

■実績

年齢	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
0 歳	103	108	110
1 歳	161	152	169
2 歳	169	182	170
3 歳	189	168	191
4 歳	180	198	182
5 歳	184	185	202
合 計	986	993	1024

IV 地域子ども・子育て支援事業の見込み

1 放課後児童健全育成事業

■見込み量算出の考え方

対象家庭 類 型	■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	小学生
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ※「家庭類型児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した放課後児童クラブの利用意向割合

■放課後児童クラブのニーズ量（5歳児によるニーズ量）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
全 市	516	338	503	318	485	308	453	304	448	296

■実績

学年	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
全 市	429人	428人	430人

2 時間外（延長）保育事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園、認定こども園等において保育を行う事業
対象家庭 類 型	■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した時間外保育（18時30分以降）事業利用意向の割合

■ニーズ量（利用実人数）18時半

	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
全 市	231	224	217	214	205

■実績（利用人数）18時以降

	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度
全 市	480	671	600

■見込み量（利用実人数）18時半

	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
全 市	600	600	600	600	600

3 子育て短期支援事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
対象家庭 類 型	■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～18歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み $\text{「量の見込み(人日)」} = \text{「家庭類型別児童数(人)」} \times \text{「利用意向率(割合)」} \times \text{「利用日数」}$ $\text{※「家庭類型別児童数(人)」} = \text{「推計児童数(人)」} \times \text{「家庭類型(割合)」}$ $\text{※「利用意向率(割合)」} = \text{ニーズ調査により把握した全家庭の泊りがけの預け先で「短期入所生活援助事業を利用」及び仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合}$ $\text{※「利用日数」} = 1 \text{ 年間の対処日数}$

■ニーズ量（利用延人数・人日）

地域別	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	22	21	21	20	20

■実績（利用延人数・人日）

地域別	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
全 市	60	95	50

■3月末時点の見込み量（利用延人数・人日）

地域別	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	50	50	50	50	50

4 地域子育て支援拠点事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業
対象家庭 種類	■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み(人回)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ×「利用意向回数」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した0～2歳の全家庭の利用している人及び、今後利用したいと回答した人の割合 ※「利用意向回数」＝利用したい1か月あたりの回数

■ニーズ量（年間利用延人回）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	22,440	21,312	20,772	20,172	19,632

■実績（利用延人回）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
全 市	16,735	18,970	19,000

■見込み量（利用延人回）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	20000	20000	20000	20000	20000

5 一時預かり事業

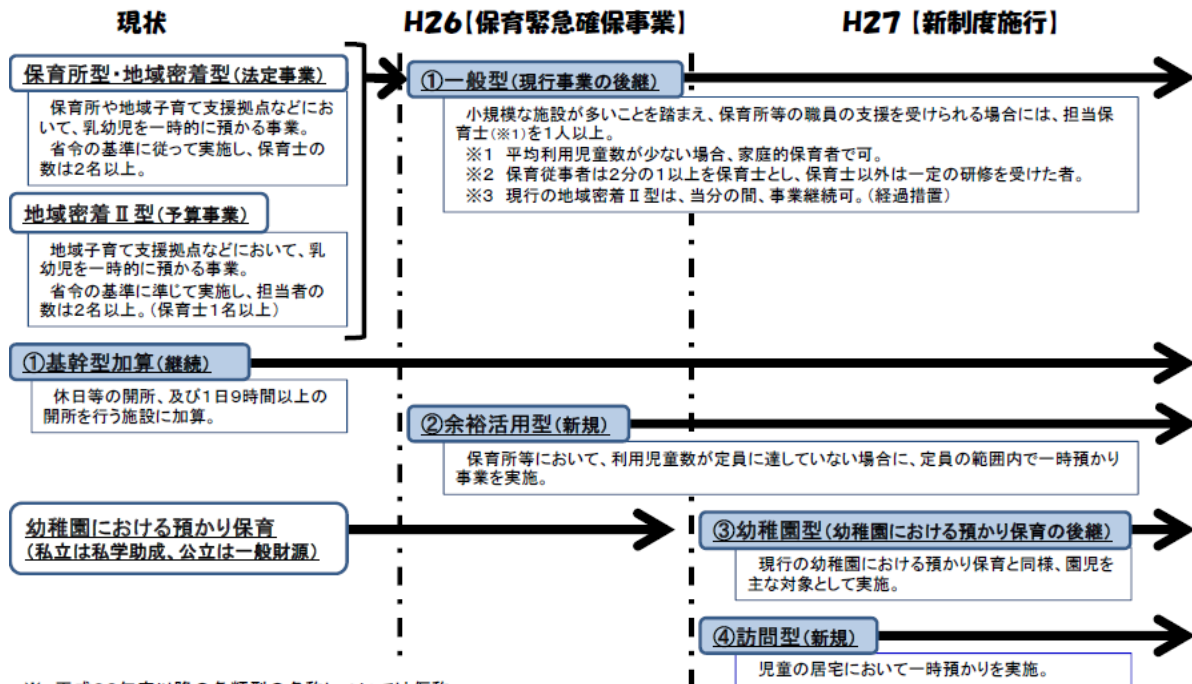
■見込み量算出の考え方

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
対象家庭 類 型	1号認定：□A □B □C ■C' ■D □E ■E' ■F 2号認定（幼稚園希望）：■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F その他：■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	1号認定及び2号認定：3歳～5歳 その他：0～5歳
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 【1号認定による利用】 「量の見込み」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向」＝ニーズ調査により把握した3～5歳の、専業主婦家庭等の幼稚園利用者の不定期事業利用意向の年間の平均日数 【2号認定による利用】 「量の見込み」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向」＝2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人の年間の就労日数 ★2号認定で幼稚園の預かり保育の希望は、41.5%であることから、補正係数として0.415を乗じる 【その他の利用】 「量の見込み」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向」 ※0歳から2歳以下を対象 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向」＝ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の年間の平均日数 ★保育所等保育事業の利用者は、実際には不定期事業の利用はほとんどないと見込まれることから、家庭類型から除く

■ニーズ量（年間あたり利用日数・人日）

	対象者	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	1 号	1,083	1,070	1,031	1,028	976
	2 号	13,000	12,844	12,374	12,347	11,720
	その他	8,668	8,233	8,025	7,792	7,584

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。



6 病児・病後児保育事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業 病後時などに、ファミリー・サポート・センター事業を利用して子どもを預かったりすることを含む
対象家庭 種類	■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～5歳（保育所通所児童）
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み」＝「家庭類型別児童数」×「利用頻度」×「利用意向日数」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向」＝ニーズ調査により把握した対象事業等を利用した、または利用したいと回答した人の割合 ※「利用意向日数」＝利用意向を示した人の利用日数及び利用希望日数 ★補正值として、キャンセル率（病後児保育の全国平均24.6%）を考慮

■就学前子どものニーズ量（年間あたり利用日数）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	3,253	3,152	3,054	3,007	2,890

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■見込み量算出の考え方

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業
対象家庭 類 型	■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	満3か月～10歳までの子どもをもち、子育ての援助を必要としている人
算出方法	●国の手引きによる平成27年度～31年度の量の見込み 「量の見込み」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」 ※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「家庭類型(割合)」 ※「利用意向率」＝ニーズ調査により把握した5歳児の放課後の時間を過ごさせたい場所で、対象事業を選択した人の割合 ※「利用意向日数」＝利用意向を示した人の利用希望日数

■就学児のニーズ量（年間あたり利用平均日数）

地 域	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
全 市	31	30	28	27	27

注)5歳児の低学年時、高学年時の利用希望の合算

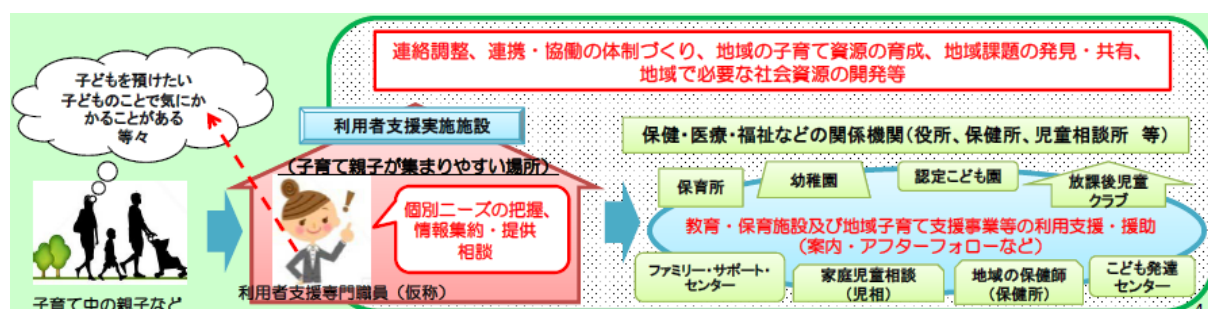
8 利用者支援事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
対象家庭 類 型	■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	0歳～5歳
算出方法	● 国による利用者支援事業の実施要綱（案）に基づき、か所数を見込む。 ※国による利用者支援事業の実施要綱（案） ● 日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。 ● 特定型：行政の一環として行われる側面が強い形態 ● 基本型：独立した事業として行われる形態（地域子育て支援拠点における利用者支援など）

■見込み量（実施か所数）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
全 市	3	3	3	3	3



9 乳児家庭全戸訪問事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
対象家庭 類 型	■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F ※A：ひとり親 B：フルタイム共働き C：フルタイム・パート等共働き（パート長時間） C'：フルタイム・パート等共働き（短時間） D：専業主婦 E：パート等共働き（長時間） E'：パート等共働き（短時間） F：共に未就労
対象年齢	生後4か月までの乳児
算出方法	● 人口推計による0歳児の人数、訪問実績件数等により量を見込む 「量の見込み」＝「計画期間別0歳児の人口推計」×「0歳児の平均訪問率」 ※「0歳児の人口」：過去3年間程度の住基人口による0歳児の人口 ※「訪問件数（実績）」：過去3年間程度の訪問件数 ※「0歳児の平均訪問率」＝「3年間の訪問件数」÷「3年間の0歳児の人口」

■実績（年間対象児数）

地 域	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度 (見込み)
全 市	469	452	450

0歳児人口 465 498 456

■見込み量（年間対象児数）

地 域	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
全 市	453	436	423	412	403

参考：0歳児人口 453 436 423 412 403

10 妊婦健康診査事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
対 象	妊娠届出者
算出方法	● 人口推計による〇歳児の人数、妊婦健康診査実績件数等により量を見込む 「量の見込み（初回健診分）」＝「計画期間別〇歳児の人口推計」×「初回健診平均割合」 「量の見込み（延健診件数）」＝「計画期間別〇歳児の人口推計」×「1人あたりの平均健診回数」 ＜参考＞ ※「〇歳児の人口」：過去3年間程度の住基人口による〇歳児の人口 ※「初回健診件数（実績）」：過去3年間程度の件数 ※「延健診件数（実績）」＝過去3年間程度の件数 ※「初回健診の平均割合」＝「初回健診件数」÷「〇歳児人口」 ※「1人あたりの平均健診回数」＝「延健診件数（実績）」÷「初回健診件数」 ※「初回健診分の量の見込み」＝「計画期間別〇歳児の人口推計」×

■実績（年間対象者数）

	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度 (見込み)
人 数	785	754	750
回 数	6551	5734	5700

■見込み量（年間対象者数）

	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
人 数	750	750	750	750	750
回 数	5700	5700	5700	5700	5700

11 養育支援訪問事業

■見込み量算出の考え方

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
対 象	養育の支援が特に必要な家庭

■実績（対象世帯数）

	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度 (見込み)
世帯数	17	23	20

■見込み量（対象世帯数）

	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
世帯数	20	20	20	20	20

教育・保育の確保方策について

教育・保育を提供する体制の確保等の基本的考え方

《子ども・子育て支援新制度の3つの目的》

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

【国基本指針より】

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

本市の確保方策の考え方

施設型給付(認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育)及び地域子ども子育て支援13事業のうち本市の課題となる4事業

①認定こども園の普及推進

教育・保育の一体的提供及び保育の受け皿確保のため認定こども園の普及を促進

②新たな認可事業「小規模保育事業」の展開

小規模保育事業に移行を検討する認可外施設を支援

③病児・病後児保育の整備

現在実施されている体調不良時対応型に加えて病児対応型・病後児対応型についても実施できるよう検討する

④放課後児童クラブの整備・拡充

いわゆる「小1の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう開所時間の延長や・対象学年の引き上げを検討

①認定こども園の普及促進

新制度における教育・保育の一体的提供、及び待機児童解消
のため、認定こども園の普及を促進する。

種類	内容
幼保連携型	「教育」と「保育」を一体的に提供する施設
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない、地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設

○市内の幼稚園について

浜寺幼稚園・せいこう幼稚園が平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行予定

○市内の保育園について

東羽衣保育園、加茂保育園、取石南保育園、高石保育園、南海愛児園が平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行を検討

○市内の認定こども園について

取石認定こども園はすでに幼保連携型認定こども園であり、平成27年度から新制度に移行予定

②新たな認可事業「小規模保育事業」の展開

市内にある認可外施設に対して小規模保育事業に移行を希望する場合相談・支援を行います。

小規模保育事業とは

- 平成27年度より市町村による認可事業(地域型保育事業)として制度化される、定員 6~19人の小規模な保育事業。対象は0~2歳
- 地域の実情に応じた多様な目的への活用が可能
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して少人数できめこまやかな保育を提供できる

新制度では、待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育等の量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされている。

待機児童の大部分を占める0~2歳児の待機解消のため、小規模保育事業の整備について積極的に進めていく。



【小規模保育事業における連携施設確保の考え方】

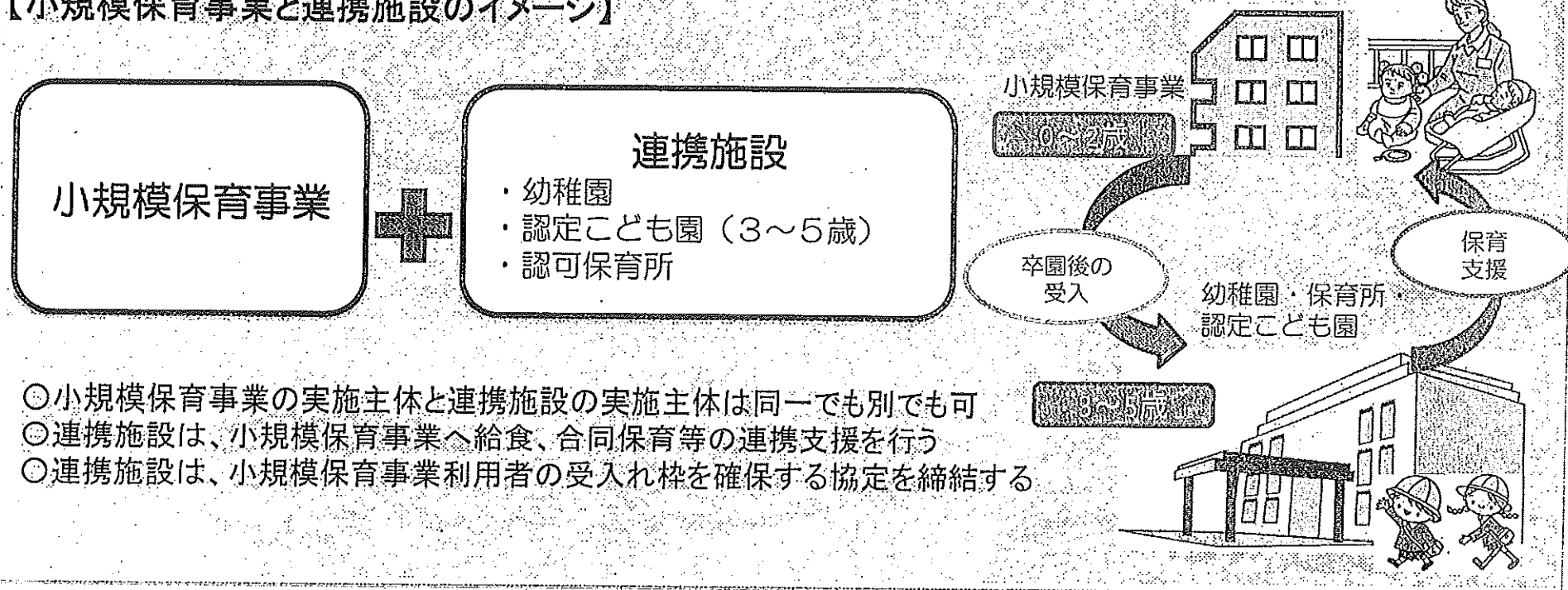
小規模保育事業は、対象が0～2歳児に限られることから、幼稚園、認可保育所、認定こども園を連携施設として設定することが求められる。

《連携施設に求められるもの》

①保育内容の支援 ②卒園後の受け皿

安心して保育を受けられるようにするために小規模保育事業(0～2歳) + 3～5歳になってからの受け皿の確保により、切れ目のない保育を実現。

【小規模保育事業と連携施設のイメージ】



③病児・病後児保育の整備

(1)病児対応型・病後児対応型

・病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

・病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

○人員配置基準

<現行の基準>

- ・看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下、「看護師等」という。)を利用児童おおむね10人につき1名以上配置。
- ・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置。

<国の調査結果及び意見>

調査結果:各施設の保育士1人当たり担当児童数の中央値は2.0人。

意見:3歳未満児の利用が全体の6割を占めており、病児対応型においては状態の変化や急変等に対応可能な体制が必要であることから、より手厚い配置をすべきであるが、病児保育に対応できる保育士・看護職員の確保も困難な状況にある。

<論点>

保育士配置を手厚くすべきというご意見がある一方で、職員の確保が困難な状況となっており、どう考えるか。急変等への対応などの研修を充実し、質の向上を図ることについて、どう考えるか。

<国の調査結果及び意見>

調査結果:稼働率は、病児対応型45%、病後児対応型16%。平均キャンセル率は、ともに25%。
運営収支の中央値は73万円の赤字。1ヶ月あたり給与平均値は、保育士約20万円、看護職員約26万円。

意見:調査結果を踏まえた補助の充実が必要。給与について、専門職として処遇の保障がなされるべき。

<論点>

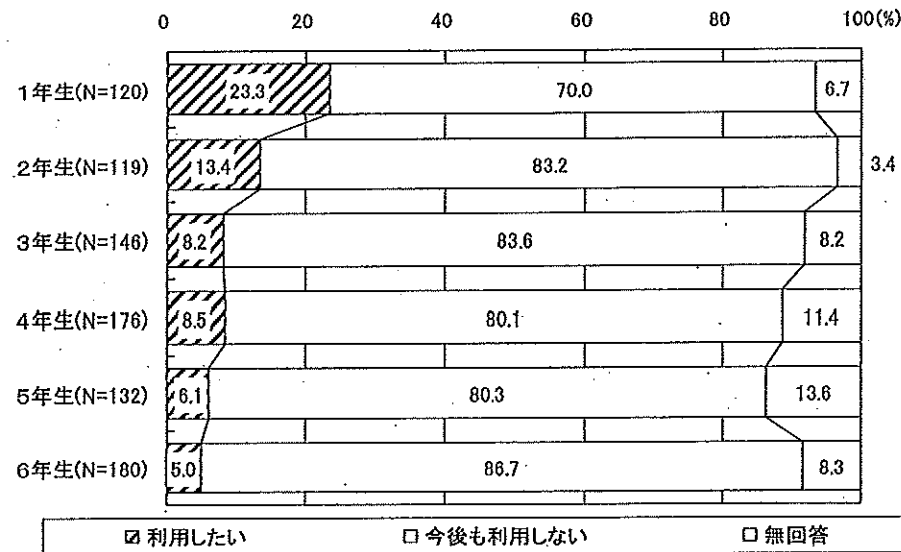
稼働率、キャンセル率、運営収支実態等を踏まえ、運営補助の方法をどのように考えるか。

本市の課題

①病児・病後児いずれの整備を優先するべきか②どのような施設を活用するか(診療所・保育施設・民間・NPO等)③運営費の問題

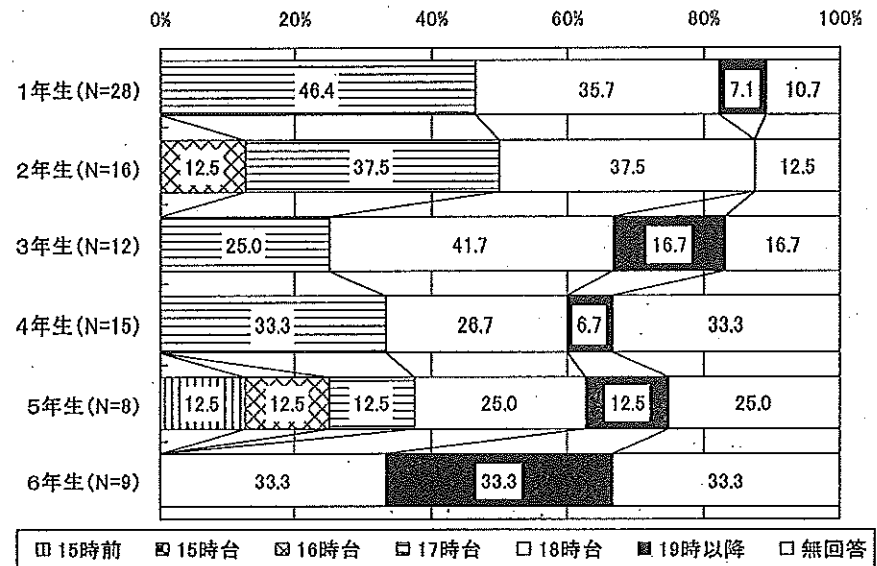
④放課後児童クラブの整備・拡充

子どもの学年別 放課後児童クラブの利用意向



利用希望が低学年ほど高いことがわかる

子どもの学年別 利用希望終了時刻



1年生・4年生は「17時台」、2年生は「17時台」・「18時台」が同率、3年生及び5年生は「18時台」、6年生は「18時台」、「19時以降」が同率でそれぞれ高い

本市の方針 現行18時までの時間延長を当面の目標とし、対象学年を高学年に引き上げることも今後検討していく。また民間活力の導入についても促進する。

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)に対する 高石市の考え方

市町村は、「施設型給付」「地域型保育給付」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うこととなります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件
①都道府県及び市町村から「認可」を受けること
②市町村が定める運営に関する基準を満たすこと

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

基 準	項 目	※
利用定員	利用定員の設定に関すること	従
	定員の遵守	参
利用開始に伴う基準	内容・手続きの説明、同意、契約	従・参
	応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	従
	定員を上回る利用申込みがあった場合の選考	従・参
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	参
教育・保育の提供に関する基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	従
	子どもの心身の状況の把握	参
	子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	従
	連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	従・参
	利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	従
	利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	参
	特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	従

管理・運営に関する 基準	施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示	参
	個人情報保護(秘密保持)	従
	事故発生及び事故発生時の対応	従
	評価(事項評価、学校関係者評価、第三者評価)	参
	苦情処理	参
	会計処理	参
	記録の整備	参
	管理・運営に関するその他の事項	参

※国の基準と本市の実状を検討した結果、国基準案を変更する箇所は、ありません。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)に対する高石市の考え方

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。
原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

【地域型保育事業】

類 型	内 容
(1)家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
(2)小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 ・A型:保育所分園に近い類型 ・B型:AとCの中間的な類型 ・C型:家庭的保育に近い類型
(3)事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。
(4)居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。

基 準	項 目	※
共通事項	連携施設	従
	一般的要件及び資質、職員の基準	従・参
	非常災害	参
	利用者との関わり	従
	衛生管理	参
	食事	従
	健康診断	参
	重要事項の関する	参
	帳簿・秘密保持・苦情	従・参

基 準	項 目	※
事業類型ごとに定める基準	保育従事者	従
	職員数	従
	設備・面積(保育室等・屋外遊戯場)※居宅訪問型保育事業除く	参
	給食(方法・設備・職員)※居宅訪問型保育事業除く	従
	耐火基準等※居宅訪問型保育事業除く	参
	保育時間	参
	保育内容	従
	事業内容※居宅訪問型保育事業のみ	従
	居宅訪問型保育連携施設※居宅訪問型保育事業のみ	従
	連携施設に関する特例 ※保育所型事業所内保育事業 利用定員20人以上のみ	従

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものが行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとされています。

※国の基準と本市の実状を検討した結果、国基準案を変更する箇所は、ありません。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)に対する高石市の考え方

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就業等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法の改正により、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更となりました。また、事業実施における設備及び運営については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で基準を定めることとされました

	項目	※
基準	最低基準の目的	参
	最低基準の向上	参
	事業の目的	参
	事業者について	参
	従事する者・員数	従
	児童の集団の規模	参
	施設・設備	参
	開所日数・時間	参
	その他の基準	参

※国の基準と本市の実状を検討した結果、「支援の単位」及び「専用区画の面積」について、既存の施設である高石市あおぞら児童会については当分の間経過措置を設けることが適当であると考えます。

保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置づけ(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準	現行の 市保育料
①生活保護世帯	-	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円	2,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円	9,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円	23,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円	43,000円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円	48,800円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円	53,000円 (623,000円未満)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円	58,000円 (623,000円以上)



階層区分	利用者負担		予測する 市保育料
	保育標準時間	保育短時間	
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円	2,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	9,500円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	23,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	43,000円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	48,800円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	53,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	58,000円

②～③: 前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯

④～⑧: 前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯

※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※「推定年収」は夫婦(妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)

※ただし、保育単価を限度とする。

※①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置づけ(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準	現行の 市保育料
①生活保護世帯	-	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	~260万円	6,000円	1,300円
③市町村民税 課税世帯	~330万円	16,500円	7,000円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	27,000円	19,500円
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	41,500円	24,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	58,000円	25,500円
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	77,000円	26,300円 (623,000円未満)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円	28,000円 (623,000円以上)



階層区分	利用者負担		予測する 市保育料
	保育標準時間	保育短時間	
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	1,300円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	7,000円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	19,500円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	24,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	25,500円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	26,300円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	28,000円

②~③: 前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ④~⑧: 前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※「推定年収」は夫婦(妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)
 ※ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。
 ※小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ただし、給付単価を限度とする。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・ 現行の利用者負担の水準を基本。

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

<低所得世帯等の減免規定の取り扱い>

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれ場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

(軽減額)

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定 義	利用者負担額
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	16,100円

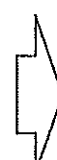


利用者負担額	
保育標準時間	0円
保育短時間	15,100円

<保育認定>

(3歳以上児)

階層区分	定 義	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円



利用者負担額	
保育標準時間	0円
保育短時間	0円
保育標準時間	15,500円
保育短時間	15,300円

(3歳未満児)

階層区分	定 義	利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円



利用者負担額	
保育標準時間	0円
保育短時間	0円
保育標準時間	18,500円
保育短時間	18,300円

Ⅲ 自由意見

1 就学前子ども保護者

就学前のお子さんの教育・保育に対する要望や子育て支援についてたずねたところ、462件のご意見をいただきました。

8項目別に整理すると、553件のご意見をいただきました。

項 目	件 数
1 教育・保育サービスについて	159件
2 子どもの健康について	118件
3 子どもの安全の確保について	19件
4 生活環境の整備について	100件
5 学校や地域について	33件
6 仕事と子育ての両立について	21件
7 行政サービスの充実について	74件
8 その他	29件

各項目のいただいた主なご意見は以下のとおりです。

1 教育・保育サービスについて

①保育所・幼稚園について

- 公立幼稚園でも3年保育、延長保育があれば、保護者の選択肢も増える。
- 公立幼稚園で、2つの小学校に分かれるのに、一方としか交流がないのは疑問。
- 認定こども園のような施設の数を増やしてほしい。

②放課後クラブ（あおぞら児童会）について

- 学童保育の時間延長及び対象を小学校高学年にも広げてほしい。
- 開所時間の延長。平日は19時までにしてほしい。
- 習字やそろばんなどの教育にも取り組んでほしい。

2 子どもの健康について

①医療費の助成について

- 医療費助成が近隣の市に比べて充実していない。
- 乳幼児医療が小学校3年生までと年齢が他の市に比べて低い。

②医療機関の充実について

- 市立病院がほしい。
- 入院できる小児科がない、夜間救急対応できる大学病院のようなものがほしい。

3 子どもの安全の確保について

①通学路について

- 通学路を抜け道として利用する車のスピードが速く危険。
- もっと安全に学校に行ける道路の整備をしてほしい。
- 歩道の幅が狭い。

②犯罪・事故防止について

- 子どもの安全が心配のため、街灯を設置してほしい。
- 資格を有する様々な年齢の保育士で子育て支援してほしい。

4 生活環境の整備について

①公園等について

- 公園の遊具で1～2才の子でも遊びやすいものを増やしてほしい。
- トイレ付き公園を増やして欲しい。
- 雨の日でも、小さい子どもたちが遊べる広い遊び場がほしい。

②歩道等について

- ベビーカーを押しやすいように歩道を整備してほしい。
- ガードレールのない歩道が多い。

5 学校や地域について

①学校・教育について

- 絵本や児童劇、人形劇、物作り（工作）や体験（農業）などを通じて心豊かにいじめなどない地域にしてほしい。
- 全国的に注目されるような英語教育の充実
- 画期的な教育方法などを取り入れ、学力レベルの向上などに力を入れてほしい。

②地域活動について

- 地域の幼稚園での交流事業（未就学児向け）の回数・機会を増やす。
- 保護者自身が「子育てをしている主役」となれるような場づくり。

6 仕事と子育ての両立について

- 安心して預けて働ける環境が身近にあること。
- 仕事と子育て、頑張りすぎず、両立していくために、保育園及び保育所を充実。
- 病児保育の充実

7 行政サービスの充実について

①負担の軽減

- 個人サークルへの支援を充実させてほしい。
- 公立幼稚園を希望する場合の負担を低くしてほしい。
- 妊婦検診の助成額が他市と比べて、自己負担がかなり大きい。

②情報提供

- 子育てカレンダーや学童保育、ファミリーサポートに関する情報の積極的な提供。

③行政サービスについて

- 行政サービスが子育て世帯よりも、高齢者に片重している。
- 図書館の絵本の充実。
- 高石市の小学校にプールがない。

④講座やイベントについて

- もっと参加できるイベント等を増やす。
- 離乳食講習会がとても楽しい。

8 その他

- アンケート結果をきちんと示してほしい。
- 子育て支援センターや市立幼稚園の方から暖かい声をかけて頂き感謝しています。
- 避難訓練で小学生が園児と手をつなぎ避難場所へ連れて行ってくれたことはとても安心できる。

2 小学生保護者

小学生のお子さんの教育に対する要望や子育て支援についてたずねたところ、356件のご意見をいただきました。

8項目別に整理すると、420件のご意見をいただきました。

項 目	件 数
1 教育・保育サービスについて	86件
2 子どもの健康について	80件
3 子どもの安全の確保について	32件
4 生活環境の整備について	61件
5 学校や地域について	68件
6 仕事と子育ての両立について	5件
7 行政サービスの充実について	53件
8 その他	35件

各項目のいただいた主なご意見は以下のとおりです。

1 教育・保育サービスについて

①保育所・幼稚園について

○幼稚園、保育所の規模縮小・民営化を進めるのであれば、それに代わることも園などの充実、増設。

○二人目の出産に伴い、仕事を休むと、上の子が保育園に通えなくなるのはおかしい。

②放課後クラブ（あおぞら児童会）について

○あおぞら児童会の4年生以降の利用を早急にしてほしい。

○利用人数の少ない時間帯は指導員の数も減らし、合同にするなど配置を工夫する。

○指導員の方の技術の向上、子供の勉強も見てくれるなどの内容の充実。

2 子どもの健康について

①医療費の助成について

○乳幼児医療の拡大。

○他市と比較して子供の医療費に対して公助が少ない。

○インフルエンザ接種をせめて1回分は公費にしたりできないものかと思います。

②医療機関の充実について

○病児保育所・施設を設置して欲しい。夜間に小児科を受診可能にして欲しい。

○夜間、休日等、高熱の子どもを抱えて他市の病院へ行くしかないのが辛い。

3 子どもの安全の確保について

①通学路について

- 通学路で、危険な箇所が多い。
- 通学路の通り抜けで通る車をなくしてほしい。

②犯罪・事故防止について

- 犯罪の防止のために、ブルーの外灯の導入
- 通学の安全パトロールについて、あおぞらの子に合わせて5時まで見守りの延長。
- 中学校の校区割の再検討。

4 生活環境の整備について

①公園等について

- 子どもたちがのびのびと遊べる場所を増やしてほしい。
- 高師浜海岸をきれいにして、子どもたちが水辺で遊べるようにしてほしい。
- 公園が少なく放課後、体を動かして思いきり遊べる場所がない。

②歩道等について

- 道が狭い。
- 旧休日診療所の辺りが暗く、木が歩道まで繁っており危険。
- 新しくできた道路の中間に信号をつけてほしい。

5 学校や地域について

①学校・教育について

- 授業進度が遅くなりがち、レベル別の授業にしてほしい。
- プールのある学校とない学校があるのはおかしい。
- 中学校区に偏りがあり、子どもの通学時間に負担がかかりすぎ。

②地域活動について

- もっと地域に皆が目を向ける様になれば防犯や地域の活性化等につながる。
- 母子家庭・父子家庭はPTA等の参加を強制させないでほしい。

6 仕事と子育ての両立について

- あおぞら児童会を6年生まで拡充する。
- 仕事をするにしても、保育園の入所基準の緩和。
- フルタイムで働くため、あおぞら児童会の時間が延長されれば利用しやすい。

7 行政サービスの充実について

①負担の軽減

- 医療費の負担軽減

②情報提供

- 学校の先生以外にどこに相談したらよいのか分からない。

③行政サービスについて

- 図書館の休館日をなくしてほしい。

○子どもと参加できる行事や公民館事業の充実。

○スポーツを行う上で施設が充実しており、とても良い環境。

④講座やイベントについて

○子どもを対象にした行事や講座等が、他の地域に比べて少ない。

○市のスポーツ教室で、他市の人が利用しており市民が受けられない。

○いつでも行ける子育て相談や親子教室、仲間づくりの場がほしい。

8 その他

○老人に優しい街づくりも良いですが、税収は増えないままでどうするのか。

○充実した施設や設備より、食育や心豊かに生きる知恵の方が大切。